

公益信託 成年後見助成基金

第 11 回 募集要項

1. 趣旨

成年後見制度の利用に関する費用を助成し、もって利用者の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 応募対象

- (1) 既に就任した成年後見人等が後見事務を概ね3ヶ月以上実行している場合であることとします。ただし、親族以外の個人が成年後見人等に就任しているときに限ります。
- (2) 後見事務の内容に照らし適正な報酬を支払うことができないものであることとします。
- (3) 本年度は、成年後見制度利用者の年齢が概ね後期高齢者又は、知的障害者・精神障害者等で、生計を一にする家族の年収が260万円以下であり、かつ他に資金化できる適当な資産がないこととします。
- (4) 保全処分の財産管理人の就任にかかる報酬は該当しません。
- (5) 報酬付与審判申立てをしていない期間が対象となります。

3. 助成金

募集額 2,000万円程度（うち新規申請分 1,000万円程度）

- (1) 被後見人等お一人に対し原則月額1万円最高2万円を限度に助成します。
- (2) 最長5年間（2年目以降は、継続の申請が必要です）。
- (3) 後見人等申請者お一人につき新規の申請件数は、3件を限度とします。

4. 応募方法

所定の助成金申込書に必要事項を記入し資料を添付して、下記事務局宛送付してください。

5. 申込み締切日

平成23年4月28日（金）必着

6. 選考の方法、採否の通知及び助成金の交付

- (1) 当基金運営委員において内容を審査の上採否を決定し、平成23年7月下旬～8月中旬頃までに採否を通知する予定です。
- (2) 選考後の給付は（1）の通知書を添付し家庭裁判所の報酬付与審判を申立て、決定された審判に基づき助成金を交付します。

7. その他

- (1) 応募いただいた申込書等の書類の返却はいたしません。
- (2) 応募にあたっては、助成申請書類および添付した資料に記載されている事項が、助成金の支給対象者の選考等、当公益信託の運営に必要な範囲で、当公益信託の運営委員・信託管理人・事務局が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属等の情報が主務官庁等へ提供されることについての同意が必要となります。
- (3) 寄付のお申出は、下記事務局または受託者へご連絡ください。

8. 申請書提出先・請求先

(事務局) 〒160-0003

東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館4階
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート内
公益信託「成年後見助成基金」事務局
03-3359-0541

(受託者) 〒100-8212

東京都千代田区丸の内1-4-5
三菱UFJ信託銀行株式会社リテール受託業務部
公益信託グループ
03-6214-6271